

事 務 連 絡  
令和4年7月27日

高齢者施設管理者 様  
各市町村担当課長 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（通知）

日ごろは県の高齢者福祉行政にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、厚生労働省より、「濃厚接触者となった高齢者施設等の介護従事者が、一定の要件を満たす限りにおいて、介護に従事することは不要不急の外出に当たらないとする取扱も可能とする。」旨が示されました。

各施設や市町村におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策の更なる推進とともに、高齢者施設等での入所を継続する高齢者に必要なサービスが提供されるよう、下記により厚生労働省通知をご確認のうえ、職員等への周知徹底についてよろしくお願いいたします。

記

1 厚生労働省通知掲載箇所について

長寿社会課ホームページ→新着情報→厚生労働省ほか国からの通知→令和4年7月26日【事務連絡】「介護従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について」

URL <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060201/>

2 今回周知施設（高知市内施設含む）

特別養護老人ホーム（地域密着含む）、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症グループホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅